

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門

第5回規制支援審議会  
議事要旨

日時：平成30年2月15日（木）13時30分～16時15分

場所：航空会館 901会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、青木委員、小田委員、成合委員、藤田委員、山田委員

オブザーバ：持丸、上田（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、中村、鬼沢、田中、外川、西山、岩井、大井川、飯田

議事次第：

1. 前回答申への対応状況
2. 安全研究・防災支援部門の活動概況
3. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況
4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

配布資料リスト：

- 規審5-0 : 議事次第（案）
- 規審5-1 : 規制支援審議会委員名簿
- 規審5-2 : 第4回規制支援審議会議事要旨
- 規審5-3 : 規制支援審議会の答申への対応について
- 規審5-4 : 安全研究・防災支援部門の活動概況
- 規審5-5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況
- 規審5-6 : 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
- 規審5-7 : センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について
- 規審参5-1 : 「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の  
妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）
- 規審参5-2 : 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について  
－中立性・透明性の確保について－
- 規審参5-3 : 規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

議事：

#### 1. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審5-3に基づき、第4回規制支援審議会の答申の概要と答申への対応の概要について説明を行った。

原子力規制庁から、審議に当たり、前回答申の最初の項目の経営資源の強化については原子力規制庁としても重視しており、委託費という形で資金を供しているところであるが、技術的基盤を高めていく意味では運営費交付金が重要であるため、その観点からもご意見をいただきたい旨の発言があった。

詳細は、以降の議事の中で確認することとされた。

#### 2. 安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から規審5-4及び規審5-5に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明を行った。

委員から、安全研究を担う研究者がどんどん減るなかでほぼ唯一の安全研究実施機関である原子力機構においても、現状では重要な安全研究が網羅されていないのではないかとの意見があった。原子力機構から、外部機関等と連携しつつ重要性が増している研究分野への拡大や人員強化に取り組んでいる旨を回答した。

委員から、経営資源のうち予算について質問があり、原子力機構から、全体の予算に対し、増え続ける施設の安全確保等におけるウェートにより研究費が圧縮される中、安全研究予算が大きく減らないよう努めている旨の回答を行った。

委員から、極端に予算額が大きい平成25年度の要因について質問があり、後日、原子力機構から回答することとなった。

委員から、人材の確保・育成の上で、長期的な目で見ると重要な大学における人材育成に係る取組み状況・考えについての質問があり、原子力機構から、共同研究を通じた学生の受入れや大学に出向いて講義を行う等の育成の取組み等の説明を行った。

委員から、原子力防災に係る自治体への技術的支援の取組みについて質問があり、原子力機構から、人員の強化や専門の窓口の設置等を考えている旨の説明を行った。

委員から、日本全体で研究に対する予算が減っていく中で、安全研究の予算を増やすためには、機構内での予算要求段階で、機構の中での競争に勝っていく必要があるとの意見や安全研究・防災支援は重要だが、金科玉条ではなく、プライオリティーに応じた予算配分が大切であり、説明責任を果たす上で、トータルでそのようになっていることが示せるよう工夫すると良いとの意見があった。

また、原子力規制庁から、予算配分については、もう少し具体的な数字で示した方が良いのではないかとの意見があった。

原子力機構から、原子力施設を安全に運営するという大前提への資源投入が大きいいため、安全研究予算をしっかりと確保していることが見えにくいグラフになっているため、考えてみたい旨の回答を行った。

### 3. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

原子力機構から規審5-6及び規審5-6別添に基づき、規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況及び「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－」の改定案について説明を行った。

実施状況については、特段の指摘は無かった。

改正案については、委員から、原子力事業者との共同研究について定めた別紙中の「メーカー」の明確化案について、規制緩和にならないかとの質問があり、原子力機構から、もともと不必要に広範囲が適用されるような書き方をしていたための見直しである旨の回答を行った。

同別紙について、本文との不整合等の指摘があり、原子力機構にて見直しし、後日、修正案を提示することとなった。

委員から、技術的関連性がなくても利益相反が生じる可能性はありえるため、2.(1)④中の「関連性があり」の文言は削除した方が良い旨指摘があり、反映させることとなった。

委員から、部門外の派遣労働者の従事について質問があり、原子力機構から、センター兼務者とともに従事する制度上兼務をかけられない派遣労働者であり、中立性の確保の上では、兼務者と変わらない旨の回答を行った。

### 4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

原子力機構から規審5-7に基づき、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況及び前回答申への対応に係る検討状況についての説明が行われた。

決裁状況については、特段の指摘は無かった。

前回答申への対応に係る検討状況について、委員より、組織を完全に分けること、あるいは部門長の被規制側部門の兼務自体を解消することが最善だが、それができない中での外部への説明性は現状では十分ではなく、継続的検討をしていくこととされた。

### 5. その他

原子力機構にて、本日の議事要旨、答申案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上